

●香川県告示第89号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成24年2月28日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 起業者の名称

高松市

2 事業の種類

高松市新病院（仮称）整備工事及びこれに伴う附帯工事並びにこれらに伴う農業用道路及び農業用水路付替工事

3 起業地

(1) 収用の部分

香川県高松市仏生山町字鶴殿口、字萩前及び字一本木地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

(1) 法第20条第1号の要件への適合性

高松市新病院（仮称）整備工事及びこれに伴う附帯工事並びにこれらに伴う農業用道路及び農業用水路付替工事（以下「本事業」という。）のうち、高松市新病院（仮称）整備工事（以下「本体事業」という。）は、地方公共団体が設置する病院に関する事業であり、法第3条第24号に掲げる事業に該当する。

また、本体事業の施行に伴い必要となる雨水調整池を整備する工事（以下「附帯事業」という。）は、法第3条第35号に掲げる事業に該当する。

さらに、本体事業及び附帯事業の施行に伴い遮断される農業用道路及び農業用水路の従来機能を維持するための付替工事は、地方公共団体が設置する農業用道路及び用水路に関する事業であり、法第3条第5号に掲げる事業に該当する。

したがって、本事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性

本事業の起業者である高松市は、要する経費の予算措置を既に講じており、また、医療法（昭和23年法律第205号）第7条第1項の規定により開設地の都道府県知事の許可を要するところ、香川県知事から当該許可を受けられる見込みがあると認められることから、本事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性

ア 得られる公共の利益

現在の高松市民病院は、昭和28年に旭ヶ丘病院として、高松市宮脇町に開設され、人口約455,000人の高松保健医療圏において救急医療の二次輪番体制の一翼を担うなど、地域住民の医療の確保と医療水準の向上のため中心的な役割を果たしてきた。しかし、主要施設の建設が

ら40年以上経過しているため、建物の老朽化や耐震性が問題となっており、また、約半世紀にわたり増改築及び改修を重ねてきた結果、現在の敷地においては施設の増改築も限界に達し、駐車場の拡張整備も困難な上に、交通手段の利便性が良くないことから、圏域住民に対して良質な医療を継続して提供することが困難な状況であり、病院の移転新築整備を図ることが重要かつ緊急な課題となっている。

本事業は、現在の高松市民病院と高松市民病院附属香川診療所を移転統合し、高度で専門的な医療を提供できる機能を有する高松市の中核病院として高松市新病院（仮称）を整備するものであり、香川県地域医療再生計画（高松医療圏）においても、高松市中南部地域の安定的な医療提供体制を確保することを目的として取り組む具体的な施策として位置付けられている。このようなことから、本事業の完成により、地域住民の医療の確保と医療水準の向上に寄与することが見込まれる。

なお、本事業は環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が周辺環境に与える影響を検討したところ、騒音については、発生源であるエネルギー棟の周囲に防音壁を設置することで規制基準を満足し、また振動、大気汚染についても規制基準、環境基準をそれぞれ満足することが予測されている。

また、みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例（平成14年香川県条例第2号）の規定に基づく香川県緑化技術マニュアルに従い、約23.7%を緑化用地として整備するほか、独立した公共緑地を整備することで周辺環境に配慮するとともに、騒音・排気ガス等に起因する周辺環境への影響を抑制する計画となっている。

したがって、本事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

#### イ 失われる利益

上記のとおり、本事業は環境影響評価法等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、動植物への影響について、起業者が文献調査等を実施したところ、保護のための特別の措置を講ずべき動植物の存在は確認されなかった。

また、本事業の起業地内の土地において、文化財保護法（昭和25年法律第114号）による埋蔵文化財包蔵地が存在しているが、発掘調査を実施し必要に応じて記録保存等の適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

#### ウ 事業計画の合理性

本事業は、建物の老朽化や耐震性が問題となっている現病院を、高度で専門的な医療を提供できる機能を有する高松市の中核病院として移転整備するものである。

事業計画は、全体で52,480㎡の土地に病床数332床の6階建て病院（建築物面積7,820㎡）、駐車場（650台）、緑地、調整池等を有効に配置し、併せて農業用道路及び農業用水路の機能維持を図ろうとするものであり、適正であるものと認められる。

本事業の立地条件については、高松市民病院あり方検討懇談会等において検討されており、その条件を満たす移転候補地として高松市仏生山町の旧香川県農業試験場跡地（申請案）と高松市林町の香川インテリジェントパーク内の土地を選定した上で比較検討が行われているが、「現在の高松市民病院より南寄りで、香川病院の診療圏を考慮した場所であること」、「近隣に競合が予測される病院が存在しないこと」、「公共交通機関の利便性が良いこと」の立地条件等、社会的、技術的、経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認め

られる。

したがって、本事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性

ア 事業を早期に施行する必要性

(3)アで述べたとおり、現在の高松市民病院は、建物の老朽化や耐震性が問題となっており、当該病院を高度で専門的な医療を提供できる高松市の中核病院として移転整備し、地域住民の医療の確保や地域の医療水準の向上に寄与する本事業は、早期に施行する必要があると認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本事業に係る起業地の範囲は、本事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

高松市都市整備部都市計画課